

(趣旨)

第1条 この内規は、創価大学通信教育部学則第19条の2に基づき、レポートおよび試験等における不正行為の取扱いに関する事項を定める。

(レポートにおける不正行為の定義)

第2条 次に該当する行為を不正行為とする。

- (1) 他人がレポートを作成すること、もしくは他人が作成したレポートを写すこと
- (2) 他人にレポートを写させること
- (3) 出典(ウェブ上の資料を含む)を明記せず、丸写しすること
- (4) その他これに準ずる行為

(試験における不正行為の定義)

第3条 次に該当する行為を不正行為とする。

- (1) あらかじめ机等に書き込んだり、カンニングペーパーを持ち込むこと
- (2) 持ち込み不許可の教科書、参考書、ノート等を参照すること
- (3) 解答用紙のすり替えをすること
- (4) 言語、動作等をもって受験者相互に連絡すること
- (5) 他の学生の答案を見て、答案を作成すること
- (6) 許可なくみだりに席を離れること、その他監督員の指示に反する行為をすること
- (7) 身代わり受験を依頼すること、または身代わり受験をすること
- (8) 他人の答案を作成すること、不正に作成された答案を提出すること
- (9) その他不正な手段を用いて受験すること

(レポートにおける不正行為の確認)

第4条 レポート添削担当者は、不正行為とみなされるレポートを発見した場合には、速やかに通信教育部教務委員会に報告する。その際、レポートの不正行為と判断するにいたった根拠や証拠物を提出する。

2 通信教育部教務委員会は、学生に対しレポートの不正行為の事実確認を行う。不正の事実が否定された場合、調査委員会を設置し、不正行為の有無を確認する。

3 レポートの不正行為の事実が確認された場合には、通信教育部教務委員会は教員会および通信教育運営委員会に報告する。

(試験における不正行為の確認)

第5条 監督員が不正行為とみなされる行為を発見した場合は、速やかに当該学生の解答用紙を回収し、新たな解答用紙を渡して、試験を続行させる。なお、不正行為に関係する証拠物がある場合には、直ちに回収する。

2 試験終了後、監督員は当該学生に対し不正行為の事実確認を行う。

3 不正行為の事実が確認された場合、監督員は「試験不正行為報告書」を通信教育部教務委員会に提出する。

4 通信教育部教務委員会は教員会および通信教育運営委員会に報告する。

(上記以外の不正行為)

第6条 上記以外の不正行為の場合についても、上記に準じた手続きを経て処分を行う。

(懲戒)

第7条 不正行為者に対する懲戒は、創価大学通信教育部学則第19条の2に基づき次のとおりとする。

- (1) 戒告
- (2) 停学
- (3) 退学

(懲戒の内容)

第8条 懲戒の内容については、次のとおりとする。

- (1) 戒告 当該科目に関する全ての評価を取り消し、年度内のレポート提出・科目試験の受験・スクーリングの受講を認めない。
- (2) 停学 戒告処分の内容に加えて、停学期間中は全ての科目についてレポートの提出・科目試

験の受験・スクーリングの受講を認めない。停学期間は不正内容により、3ヶ月以上1年以内の期間で決定する。

(3) 退学 当該年度のすべての科目の評価を取り消す。

(処分の手続き)

第9条 処分の手続については、「通信教育部学生の懲戒処分の手続に関する規程」に基づいてこれを行う。

2 通信教育運営委員会及び当該教授会は、処分内容等について議事録に記載する。

(停学期間の取扱い)

第10条 この処分による停学期間は在学期間とみなし、学生の身分を継続するために行う諸手続については、これを認める。

(事務)

第11条 この内規に関する事務は、通信教育部教務課が担当する。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月8日内規第8号)

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月2日内規第42号)

この内規は、平成27年4月1日から施行する。